

モンゴルの対金朝外交

海老澤哲雄

はじめに

チンギス・カンについては、古くから今日にいたるまで学術的なものであれ一般の読者を対象にしたものであれ、とくに歐米では多くの書が著わされてきた。それらの書においては、その対外活動については、好んで征服戦争が主題としてとりあげられている。その結果、ときとしてチンギス・カンは好戦的な人物であると受けとられかねないこともあつた。その征服戦争が広範囲の地域にわたって大きな影響を与えたことはいうまでもない。この時代に関する文献史料、『金史』や『元史』あるいはジュワニーの『世界征服者の歴史』にはその戦さに関する記述は確かに少なくない。同時にそれらの文献史料を瞥見するところでは、単にチンギス・カンが軍事力行使することだけで対外問題の処理を図つたようには思えない。つまり軍事行動に先立ち、あるいはそれと並行して相手方に使節を派遣し、いかに威嚇的な内容であろうとメッセージを伝え、中国史料に見える定型的表現では「諭すに禍福を以てし」それによって目的を達成しようとしたように見える。このような外交的側面を積極的に明るみに出すこと、チンギス・カンの事績あるいは初期のモンゴルについてより正確な認識をもつ上で必要な作業であると考える。

チンギス・カンは、一二〇六年、モンゴル草原の諸種族を統一した。翌一二〇七年には、モンゴルの西北辺境にいるキルギスへ二人の使節を派遣して服属を求めた。キルギスでは使節を丁重に遇し、帰途に就く使節に自らの二人の使節を同行させ、

白いはやぶさをチングス・カンにとどけるとともに服属の意をつたえた。またチングス・カンは、一二〇九年、二人の使節をウイグルのイディクトのもとへ送り込んだ。イディクトは折り返し自らの一人の使節をチングス・カンのもとへ派遣して改めて恭順の意を表した。チングス・カンは使節を好意的に受け入れたが、その帰国にあたっては自らの使節を伴わせ、イディクトに対して自ら出頭することとその際に珍奇なものを貢物として届けるように指示したという。

このようにモンゴル統一後のチングス・カンは、周辺にあっていまだ服していない勢力へ服属の呼びかけの使節を派遣していた。右のキルギスやウイグルに比して強大な南方の金朝に対してはどのように対応したであろうか、以下、チングス・カンおよび後継者オゴディの対金朝外交について考察したいと思う。

一、一二一四年の和平まで

一一九四一九五年、金朝はタタル族の討伐を行った。当時、いまだ勢力が弱小であったチングス・カンは討伐に協力して金朝の将軍からジャウトクリという称号を授けられている。その段階では金朝の皇帝とチングス・カンの力関係において前者が圧倒的に優位にたっていた。その後、十年ほどしてチングス・カンはモンゴルの統一を達成して強大な力を保持するに至つたから、金朝に対する姿勢に変化が見られたとしても不思議ではない。その点について『続編両朝綱目備要』卷十三、寧宗、癸酉（一四四〇）に

允濟、命ぜられて靖州に往き、黒韃靼の進奉を受け、其の王忒沒眞の桀傲不遜を見、辺患を為すを恐れ、帰りて環「二章宗」に白し之を除かんとするも、会たま環病没す。⁽¹⁾

と伝えられている。允濟は章宗のあと帝位につく。右に記す出来事は允濟がまだ即位していない章宗期、おそらくその末期の一〇七、〇八年のことであろう。これによると、チングス・カン（テムチン）は金朝に進貢していくことになるが、同時に

不遜な態度を示すようになっていたという。同書の別の箇所（卷十四、寧宗、甲戌、二五五頁）には

允濟立つに及び、特没真始めて叛く。

とも見えている。

一二一年（金、大安三年）よりチンギス・カンのモンゴル軍が対金朝攻略を開始した。金朝は、早速、西北路招討使の粘合⁽²⁾合打を派遣して和平しようとした。しかしモンゴル側は応じなかつたと見られる。その後、モンゴルが金朝に使節を派遣したのは、記録に見える限りでは二年後の一二二三年のことである。すなわち『金史』卷十四、宣宗、至寧元年の條（二〇一頁）に「九月辛亥」大元、乙里只⁽³⁾を遣し來たる。

とある。これに先立つて金朝側から使節を派遣したことを示す記録はない。モンゴル側が動いたのは、金朝側からの働きかけがあつてそれに応じたのであるまい。対金朝攻略をはじめてから一二二三年九月にいたるまでの二年間は、モンゴル側には和平の意思がなかつたと見てよい。チンギス・カンにとっては軍事行動の期間であった。そして二年ののちさら⁽⁴⁾に軍事行動を継続する必要がなくなつた、あるいは打ち切る必要が生じ、金朝の皇帝をして服属させた上で休戦しようとしたのであろう。

一説によると、当⁽⁵⁾時チンギス・カンのモンゴル軍がもつとも深く金朝の領内に侵入して戦闘を継続していたときであり、何ら使節を派遣すべき理由がないから、この使節は正式なモンゴル側の使節ではなく、双方の間に入つて国際問題の処理斡旋に従事していた仲介者であるといふ。この見方は、チンギス・カンが当初から相手方を完全に滅ぼすことのみを意図⁽⁶⁾していたという前提に立つてゐるようと思う。しかし、実際には服属させようとしていたとしても、討滅する意図はなかつたと見るべきである。

前記のように一二二三年九月に使節が派遣されてきたが、それから一か月あまりたつた一〇月にふたたびモンゴルの使節が来ている。すなわち、同じく『金史』卷十四、宣宗、至寧元年の條（二〇一頁）に

〔十月〕辛丑、大元の乙里只、來たる。

と見える。さきの要求に対する回答の催促かと推察される。一度にわたる使節の派遣をうけたあと、金朝の宣宗がどのように対応したかについては何の記録も見いだすことができない。ただちに要求を受け入れるなど、何らかの措置をとることがなかつたことを意味しよう。しかしこのときから一ヶ月後のことになるが、金朝側にも動きが見られた。すなわち、同じく至寧元年の条（三〇三頁）に

〔十一月〕庚午、將に和を大元に乞はんとす。百官に詔して尚書省に議せしむ。

とある。この一節によると、金朝の皇帝宣宗自身はモンゴルへの服属に踏み切ろうとし、検討を尚書省に指示した。高官の間ではなお主戦論が有力であり、宣宗も和を乞うことに踏み切れなかつたのだろう。モンゴルへの使節派遣など、具体的対応策がとられたとする記録は残っていない。ちなみにこの一二一三年秋にいたるまでモンゴル軍の河北攻略は続いており、『元史』卷一、太祖、八年の条（一七頁）には

是歲、河北の郡県、盡く抜く。唯、中都、通、順、真定、清、沃、大名、東平、德、邳、海州十一城下らず。

とある。金朝はすでに軍事的に不利な状況に立たされていたはずである。また中都は包囲され、食糧が乏しくなつて、城内の軍・民は「餓死する者、十に四、五」とも伝えられている。⁽⁷⁾ 翌一二一四年、彰徳府、益都府、懷州がモンゴル側の手におちたが、益都を奪われたあと、皇帝宣宗は「有司に命じて復た本朝の徳運を議せしむ」と伝えられている。⁽⁸⁾ それは皇帝が前途に不安を覚え動搖していたことの現われであり、金朝にとって事態は一層深刻になつていたと思われる。

モンゴル側はそのように優勢であったが、一二一四年にみたび使節を派遣した。『金史』卷十四、宣宗、至寧二年の条（三〇三一三〇四頁）に、

〔二月〕壬子、大元の乙里只扎八、來たる。・・・壬戌、大元の乙里只、復來たる。

とあり、その続きに

三月辛未、承暉を遣し大元に詣りて和を請ふ。

とある。これによると、二月のなかば過ぎ、壬子の日にモンゴル側の使節が来ており、それから十日後の二月末、壬戌の日にまた使節が来ている。宣宗はこのときはどのように高官と協議したのかは明らかでないが、二度目の使節がきたあと九日後に、和平策をとることに決したようで、承暉という高官（尚書右丞）をモンゴル側へ派遣して和平する旨をつたえた。ただし金朝が返使を一回派遣したことですべて問題が片付いたわけではなかった。右の記事の続きに同じく三月のこととして次のように記されている。

甲申、大元の乙里只扎八來たる。百官に詔して尚書省に議せしむ。

庚寅、衛紹王の公主を奉じて大元太祖皇帝に帰し、是れ公主皇后と為す。

この甲申の日は、金朝が和平を申し入れるため使節を派遣したという辛未の日から一三日後にあたる。その日にモンゴルの使節扎八が金朝の宮廷に到着し、宣宗は何らかの案件を百官に協議させている。⁽⁹⁾ 金朝としては、こと和平するか否かに関する限り、すでに結論を出して使節を派遣してしまっている。改めてその件を宣宗が協議させたとは考えられない。ここで協議させようとした案件は、すでに何俊哲氏らの指摘しているように、このときの使節によって示された和平の条件すなわちモンゴル側の要求に対する対応であつたろう。⁽¹⁰⁾ 結局、金朝は数日後に要求に応ずることにした上で、公主をおくることにした。金朝のモンゴルに対する従属の保証である。ただしこの場合宣宗自身の本ものの公主ではなく、先代の衛紹王の娘である。

この一二一四年に金朝の宣宗がモンゴルのチンギス・カンに服したことは、『元史』卷一、太祖、九年甲戌の条（一七頁）には次のように記されている。

春三月、中都の北郊に駐蹕す。諸将、勝ちに乗じて燕を破らんことを請ふ。帝、從はず。乃ち使を遣し金主に諭して曰く「汝が山東・河北の郡県、悉く我が有と為る。汝が守る所、惟燕京のみ。天、既に汝を弱くす。我、復た汝を險に迫る。天其れ我に何を謂はん。我、今軍を還す。汝、師を犒ひ以て我が諸将の怒を弭すること能はざるや」と。金主、遂に使を遣して和を求め、衛紹王の女岐国公主及び金帛・童男女五百・馬三千を奉じ以て献ず。仍ほ其の丞相完顔福興を遣して帝

を送りて居庸に出でしむ。

金朝が献じたものとして、前掲の『金史』本紀は公主のことしかとりあげていないが、右の一節にもあるように童男女や馬や織物などが含まれていた⁽¹¹⁾。ただここでは服属の呼びかけのメッセージを「三月」の条にかけてあるが、実際には『金史』本紀にある通り、一二一四年一月に派遣された使節を通してなされたものであろう。またこのメッセージの文言は『元史』以外の他の史料には見えない。実際に伝えられたものが果してこの通りであったかどうか、という点では疑問がのこる。というのは、中都をのぞく河北と山東を悉く奪つたように述べられているが、いささか誇張がある。当時のモンゴルは一度は占領したとしても統治の対象の領地として確保していたわけではない。この点を描くとしても、次節で引用するように、この翌一二一五年の金朝に対するメッセージでは、河北と山東の未服属地の引渡しをもとめている。つまりまだ占領したことのない都城が同方面には残っていたのである。ともあれ、モンゴルは金朝に対して要求を受け入れさせ、優位にたちつつ和平し、モンゴル・金朝戦争にはひとまず終止符がうたれた。

一二一四年和平以後

モンゴルに服属を申し入れたのち、同じ一二一四年の五月、宣宗は開封に遷都することを決意し、その旨を布告して出発した。宣宗の遷都は、モンゴル側には、誠意を欠くものとして受けとられ、攻撃を再開されるきっかけとなつた。同年の六月にチンギス・カンは中都の包囲を命じ、のちそのほかの地方でも軍事行動を起こしている⁽¹²⁾。しかし注意すべきはモンゴル側が軍事行動を再開しても、使節の派遣を打ち切つてしまつたわけではないことである。『金史』卷十四、宣宗、至寧二年の条（三〇五頁）に、

〔六月〕癸丑、内丘県に次る。大元の乙里只、來たる。

とあるように、至寧二年＝一二一四年の六月にモンゴル側の使節が派遣されてきて、開封への移動途中で内丘（元代の大名路滑州内黄县）にいた宣宗のところにまで達している。宣宗の一行は七月に目的地に着く。そのころのことについて『大金国志』卷二十四、宣宗、貞祐二年の条（下冊、五三頁）に次のような一節がある。

八月、復た兵を引きて燕京を囲み、兵を分ちて中原の州郡に下らしむ。又使を遣して汴に至り、軍を犒ふの金銀等の物を索む。主、皆之を与ふ。

とも伝えられている。軍事行動をとるかたわら、使節を開封にまで派遣し、「金銀等の物」を求めたという。翌一二一五年にはいると、『金史』卷十四、宣宗、貞祐二年の条（三〇六頁）に

「二月辛卯」大元の乙里只、來たる。・・・辛丑、宰臣に勅して乙里只に酒饌を饋らしむ。

とあるように、またモンゴルの使節がきている。その使節は、すぐに帰還したのではなく、少なくとも旬日は滯在し、金朝側は気を遣つてか贈り物を渡していたことがわかる。これらの使節はどのようなメッセージを伝えるために派遣されたのかは不明である。

その後一二一五年五月にはモンゴル側は金朝の旧都の中都を陥れた。金朝に対する優位は一層確かなものになった。その年の七月には、『金史』本紀には記録がないが、『元史』卷一、太祖、十年の条（一八頁）によると、次のような新たな要求を金朝宣宗側に発している。

「七月」乙職里「ニ乙里職」を遣し、往きて金主に諭す。河北・山東の未だ下らざる諸城を以て来献し、及び帝号を去らば、河南王と為さん。當に為に兵を罷めしと。従はず。

このときの要求は末尾に記されているように、金朝側の応ずるところとはならなかつたが、次の二項目からなる。

第一は、未服属の都城という、領有・統治の対象になりうるもの引渡しの要求である。もともとモンゴルは、軍事行動を行ってきた金朝領の漢地において、一度は戦勝しあるいは降伏させて占領しても、一時的に人と物を収奪すれば、あとは放置

して立ち去り、長期的に領有・統治するという意思を示していなかつた。⁽¹³⁾ ところが一二一五年に右のような要求を提示していることは、漢地をみずから領有・統治すべき対象としてとらえるように変わったことを意味している。右の一節の後段にある、金帝を河南王として統治領域を河南に限定し、他はモンゴル領である旨を示唆していることと相表裏する。こうした変化は、池内功氏が明らかにした、漢地の地方軍閥、いわゆる漢人世侯に対するモンゴルの処遇の変化とも対応していると考えられる。すなわち、一二一四年以前の段階では、少なくとも記録に残っている限り、モンゴル側に投じても、それまで地盤としていた河北・山東の地域に留めおかれたという例は見いだすことができない。山東地方で投降した奥屯世英の場合は徳興府へ、河北で投降した史秉直は北京大定府へと、いずれもそれまでの漢地の本拠地から、配下とともに北辺へ移動させた(もともと北辺にいた劉伯林と夾谷常哥はそのまま本拠地を維持させた)。一二一四年以後になると、投降したものを河北・山東等漢地の本拠地から北辺へと移すこともなく、従来からの本拠地たる所領の安堵を行うようになつたのである。⁽¹⁴⁾

第二は、帝号の剥奪、王への格下げという君主の名分にかかる要求である。この要求は、いいかえれば、金朝に対して実においてばかりでなく、名においても決定的に優位に立つことを意図したものと考えられる。当然中国的な意味における「帝」の「王」に対する優位性を認識し、そしておそらくは自らを以て「帝」と位置付けようとしたのであろう。これより以前、一二四年の和平成立のとき、金帝に対してモンゴルを「遙挙」することを求めたとも伝えられているが、帝号の放棄ほど明確な形をとつたものではなかつた。『建炎以来朝野雜記』乙集卷十九、韃靼款塞の条は、この要求にまつわる次のような話を伝えている⁽¹⁵⁾。

・・・撒没喝、従はず、人を遣して金主に告げて曰く「汝、議和せんと欲せば、帝号を去りて称臣す可し。當に汝を封じて王と為すべし」と。而して金の群臣も亦従はず、珣「=金主」に言ひ、願ひて死を以て国恥を雪がんとする者有り。珣も亦之が為に感憤す。遠事、尽く知る可からず、姑く其の略を志す。

ここでは金朝側にメッセージを伝えたのがどうして武将の撒没喝（ニ摸合）となつてているのか、その背景は明らかにできない。

しかしこの話からも「帝号」を放棄せよとする要求が金朝側に伝えられ、それに対する金朝の宣宗も百官も憤慨したことが窺われる。周知のように当時の金朝は南宋に対して臣礼をとらせていて、このモンゴル側の要求は、南宋にとって臣礼をとることと同様にあるはそれ以上に金朝にとつて屈辱であり、容易にうけいれることのできない条件であったと推察される。

モンゴル側が一二一四年の時点で金朝側にもとめたものは、前述のとおり人・家畜・物品であり、いわば略奪の対象となるるものだけであったが、この一二一五年における要求内容はいずれも、それとは異なる、目新しいものであった。といつてもこれ以後、それまでに見られたような、人的・物的 requirement がなくなるわけではない。

その後、一二一八年のオトルルでの事件をきっかけとしてチンギス・カンは中央アジア遠征にのりだし、かなりの兵力が中央アジアに向けられたが、対金朝攻略はムカリが責任者となつて引き続いて推進された。一二二〇年七月、金朝は烏古孫仲端と安延珍を使節としてモンゴル側へ派遣した。一行はまずムカリのところへ赴き、二人のうち前者のみがそこから中央アジア遠征中のチンギス・カンのもとへは赴き、同年末に帰還した。⁽¹⁷⁾ その間、同一二二〇年の九月と十月にモンゴル側からの使節が金朝に来ている。『金史』卷十六、宣宗、興定四年の条（三四四頁）に

〔九月壬寅〕大元、塔忽等を遣し來たる。・・・冬十月壬戌、大元の蒙古塔忽、訛里刺等を遣し來たる。

とある。これらの使節がどのような使命を帯びていたかは記述がないが、やはり金朝に対し、自らの要求する条件を受け入れさせ、和平を成立させるように働きかけるものであつたにちがいない。この当時チンギス・カン自身は中央アジア遠征の途にあつた。塔忽なる人物が九月と十月に、二〇日の間隔をおいて二度派遣されている点から見ると、とくに遠方からの使節とは考えにくい。この使節は、そのころ河北方面にいたと見られるムカリが派遣したのであろう。いずれにせよこの当時、双方とも和議を結ぶことに関心を示していたと見ることがである。

上記の一二二〇年の金朝使節、烏古孫仲端については、『元史』卷一、太祖、十六年の条（一一頁）に、

夏四月、鉄門関に駐蹕す。金主、烏古孫仲端を遣し、国書を奉じて和を請ひ、帝を称して兄と為さんと。允さず。

とある。一行は中央アジア遠征中のチンギス・カンのもとに達し、国書を提出して和平を申し入れた。その際、金朝側は帝を称して兄と為す、すなわちチンギス・カンに對して兄事すると申し入れたが、受け容れることはならなかつた。金朝側の提案はチンギス・カンを「兄と為す」という、相手を上位におくというのは大きな譲歩であつたかもしだいが、かねてから金朝の皇帝に対しても帝号を放棄して服するよう求めっていたモンゴル側としては、この回答では、肝心の点を棚上げにしていい、いいかえれば、金朝は帝号を放棄しようとしている、と理解して申し入れを受け付けなかつたと推察される。

同じ烏古孫仲端は、一二二二年にも再度使節として派遣された。このことは『金史』の本紀には記載がないが、『元史』の方には十七年の條(二二〇頁)に

秋、金復た烏古孫仲端を遣し來りて和を請ひ、帝に回鶻国に見ゆ。帝、謂ひて曰く、「我、向きに汝が主、我に河朔の地を授け、汝が主をして河南王たらしめ、彼此兵を罷めんことを欲するも、汝が主、従はず。今、木華黎已に尽く之を取る。乃ち始めて來たりて請ふや」と。仲端、哀れみを乞ふ。帝曰く、「汝の遠来するを念ぶ。河朔既に我が有と為る。関西の数城の未だ下らざる者、其れ我に割付せよ。汝が主をして河南王たらしめん。復た違ふこと勿れ」と。仲端乃ち帰る。

とある。ここでチンギス・カンは、一二二五年、あるいはそれ以後に金朝側が応じなかつた提案をとりあげる。河北・山東の未服属地の引渡しと金帝の河南王への格下げという二件のうち、前者については金朝から引き渡されなくとも事實上その後自軍の軍事行動によりほとんど達成したとしつつ、陝西方面の未だ服していない都城の引渡しを要求し、後者の河南王への格下げについては改めてその意図するところを確認している。ここには帝号ということばこそ見えないが、河南王とすること自体、金帝が帝号を失うことを含意しているのである。

一二二四年と翌一二二五年のはじめ、モンゴル側からの使節が金朝に赴き、和平を呼びかけたといふ。⁽¹⁸⁾ チンギス・カンのもとのからの使節かどうかは明らかでない。このとき金朝はとくに積極的に応ずることもなかつたようである。チンギス・カン自身は一二二五年に中央アジア遠征からモンゴル本土に帰還する。そして翌一二二六年から対西夏攻略に向うが、同年、またも

金朝に使節を送っている。すなわち『元史』卷一、太祖、二十一年の条（二四頁）に是歳、皇子窩闊台及び察罕の師、金の南京を囲む。唐慶を遣して歲幣を金に責む。とあり、さらに同じく二十二年の条（二四頁）にも

五月、唐慶等を遣して金に使せしむ。

とあるように、翌一二二七年にも唐慶は金朝におもむいている。断片的な記事で、詳しいことはわからないが、チンギス・カーンとしては軍事的に優位にたつなかで、いまだに討滅しようとはせず、金朝に対して当然服属することを前提とし、貢納をおさめることを要求している。モンゴル側からのこのような働きかけに対し金朝側も応じた。すなわち、同年五月に和平案を検討し、翌月に完顔合周を使節として派遣した。⁽¹⁹⁾ この使節のことは『元史』卷一、太祖、二十二年の条（二四頁）に次のように見える。

六月、金、完顔合周・奥屯阿虎を遣し來りて和を請ふ。帝、群臣に謂ひて曰く「朕、去冬五星聚まる時より已に嘗て許して殺掠せしめず。遽かに詔を下すを忘るや。今中外に布告すべし。彼の行人をして亦朕の意を知らしめよ」と。

このころのチンギス・カンは、戦さというものに對して消極的になつてゐるように読みとれるが、この使節にどのように対応したかは記されていない。金朝との「和平」そのものは具体的進展は見られなかつたようである。

三、金朝の滅亡まで

一二二七年七月にチンギス・カンは没した。その情報を得た金朝は膠着した対モンゴル関係を開拓する好機と見た。『金史』

卷十七、哀宗、正大五年の条（三八〇頁）に

〔春正月〕庚辰、知開封府事の完顔麻斤出を遣して大元に如きて弔慰せしむ。

とあるように、翌一二三八年のはじめ、金朝の哀宗は完顔麻斤出を弔問の使節として派遣している。このとき完顔麻斤出は、吏部郎中の楊居仁とともに派遣されたが、モンゴル宮廷において弱腰であったためであろうか、同年末「君命を辱め、臣節を失す」として烏古孫仲端の糾弾を受け、責任をとられて失脚している。⁽²⁰⁾代って起用された完顔奴申は、同年九月から十二月にかけてモンゴルへ赴き、帰国後、改めて國信使に任じられた。そして翌一二三九年六月に再びでかけ、一二三〇年のはじめに帰国したといふ。⁽²¹⁾ちなみにオゴデイは一二三九年八月に即位した。一方『元史』卷二、太宗、元年の条（二九頁）には次のような記事が見える。

「八月」金、阿虎帶を遣し來り、太祖の眥を歸る。帝曰く「汝が主、久しく降らず、先帝をして兵間に老いせしむ。吾、豈に忘ること能はんや。眥、何をか為さんや」と。之を却く。

このようにオゴデイは金朝より弔意を表するとして派遣されてきた使節を受け入れようとはしなかつたわけである。⁽²²⁾同じく元年條の末尾に

是の歲、金、復た使を遣して来聘す。受けず。

とあるところから見ると、金朝はもう一度使節を派遣したが、やはりモンゴル側は拒んでいる。

その後、オゴデイは金朝に対する戦いを継続する。一二三二年のはじめにオゴデイは鄭州に入り、海灘寺に駐し、武将スベティに開封の攻略を命じたが、金朝を完全に討滅するまで戦いを継続しようとはしていない。鄭州より金朝に使節を派遣して降伏を呼びかけた。⁽²³⁾そして金朝側もそれに応ずる方向に動いた。このことについて『金史』卷十七、哀宗、天興元年の条（三八六頁）に次のように見える。

「三月甲午」大元、使を遣し、鄭州自り來たりて降るを諭す。使者、立ちて國書を出し以て訳史に授く。訳史、以て宰相に授く。宰相、跪きて進む。上、起立して之を受け以て有司に付す。書、翰林學士趙秉文、衍聖公孔元措等二十七家、及び帰順人の家属、蒲阿の妻子、繡女・弓匠・鷹人又數十人を索む。

庚子、荊王の子訛可を封じて曹王と為し、議して以て質と為す。密國公璫曹王幼きを以て代りて行かんことを請ふ。上、慰めて之を遣し、其の代るを聽かず。壬寅、尚書左丞李蹊、曹王を送りて質に出し、諫議大夫裴滿阿虎帶、太府監國世榮、講和使と為す。

右の一節によれば、天興元年（一二三二年）三月、モンゴルの使節が鄭州より来て、服属を呼びかけ、要求するところを伝えた。そのなかには繡女などの労働力とともに文人の趙秉文、孔子の子孫孔元措など政治的利用価値のあると見られる人物、あるいは捕虜としたばかりの金朝武将移刺蒲阿の妻子の引渡し要求が盛られていた。²⁴⁾さらには右の一節には明記されていないが、金帝の子弟を質子として差し出すことも求めたに違いない。その数日後、金朝は、質子を提供することにし、曹王訛可を高官李蹊に付き添わせて送りとどけた。²⁵⁾

一方、『元史』卷一百五十二、唐慶伝（三六〇〇頁）の方には

壬辰〔＝一二三二年〕太宗、復た慶を以て国信使と為し、金の質子を取り、歲幣を督す。金の曹王を以て來り、帝に官山に見ゆ。

とある。これによると、このとき使節として起用されたのは、チンギス・カン時代にも対金朝使節をつとめたことがある唐慶であり、唐慶は金朝から質子を差し出させ、歲幣を督促したという。また『大金國志』卷二十六、義宗、天興元年の條（下冊、七〇頁）に

春、天使、復た至り、主に命じて尊号を黜し、詔を拜して臣を称し、冠冕を去り、髪を髡剥し、西京留守と為して京城を交割せしめんとす。主、之を難ず。

とある。文中にあるように時期的に「春」のことだとすると、おそらくはこの使節はさきの唐慶であろう。²⁶⁾使節は、帝号を放棄して臣従することを要求し、哀宗がそれを拒んだという。帝号の放棄はモンゴルのかねてからの要求であり、後述のようにこのあとにも提起されているから、このときにも使節が哀宗に迫ったことは十分に考えられる。

このように一二三二年におけるモンゴル側の要求は多岐にわたっていた。金朝側がどの範囲まで要求に応じたかははつきりしない。ただ質子の提供に応じたことと、帝号の放棄に応じなかつたことはたしかである。

そのころオゴデイは北方に引き上げていたが、開封周辺ではモンゴル軍が濠を埋める作業を進めていた。⁽²⁷⁾ 金朝は現地のモンゴル軍に停戦を申入れ、受け入れるところとなつて現地停戦は実現した。⁽²⁸⁾ もちろん金朝がモンゴル側の要求を受け入れた上の和平ではない。そのあとモンゴル側は金朝にどのように対応したのであろうか。前掲『金史』卷十七、天興元年の条の続き(三八七頁)に

「四月」己巳、建威都尉完顔兀論、大元の使没忒と同に入城す。庚午、使臣を隆徳殿に見る。

とある。この使節没忒が伝えたメッセージもおそらく金朝に対する要求にかかわることであろう。このときの接触によつて事態が進展した様子は見えない。一二三二年の七月、モンゴル側はふたたび唐慶を派遣した。すなわち、『元史』卷二、太宗、四年の条(三一頁)に、

秋七月、唐慶を遣して金に使し、降るを諭す。金、之を殺す。

とあるように唐慶を派遣して服するように求めたが、金朝側はその唐慶を殺害した。同じことは『元史』卷一百五十二、唐慶伝(三六〇〇頁)に詳しい。すなわち、

七月、慶をして再往せしめ、金主をして帝号を黜し称臣せしめんとす。金主、聽かず。慶、輒わち語を以て之を侵す。金の君臣、遂に慶を害せんことを謀り、夜半に兵をして館舎に入り、慶及び其の弟山祿・興祿、並びに從行する者十七人を殺さしむ。

とある。唐慶が哀宗に対して帝号を放棄して臣属するようにもとめたが、哀宗は応じなかつた。そのため唐慶はさらに語気はげしく迫つたのであろう。それに憤慨した金朝側が唐慶とその一行を襲つたものと見られる。⁽²⁹⁾ この殺害に関しては『金史』卷十七、哀宗、天興元年の条(三八八頁)にも次のように見える。

「七月」甲申、飛虎軍士申福・蔡元、擅ままに北使唐慶等三十餘人を館に殺す。詔して其の罪を貰す。和議、遂に絶へり。と見える。唐慶伝では、唐慶殺害に哀宗もかかわっていたことになるが、この哀宗本紀の一節によると、一部の兵士が独断で行つたことであり、哀宗自身の指図によるのではないが、哀宗はその兵士たちの行為を不問に付したのである。

この使節殺害の一件について、哀宗は質子を出した代りにモンゴル軍の撤兵を求めていたのであり、使節を殺害して戦いをはじめる意図などはなく、モンゴル側が戦端を開く口実にしたのだともいわれる。⁽³⁰⁾ 哀宗が計画的に引き起こしたわけではないが、一方モンゴル側も戦いをはじめる機会を待っていたわけでもあるまい。モンゴル側が哀宗の関与を考え、事態を重大に受けとめて戦いを再開したとしてもおかしくはない。ともあれ、一二三二年三月以来の懸案の和平交渉は、この事件で終止符が打たれた。周知のように、その後哀宗は同年末には危険がせまつた開封をはなれ、翌年はじめに帰徳にはいり、さらに蔡州にはしつたが、一二三四年はじめにはモンゴル軍が城内になだれ込み、哀宗は自縊したのである。

おわりに

以上、一二一年のモンゴル・金朝開戦から一二三四年の金朝の滅亡にいたるまで、チンギス・カン期からオゴディイ期にかけてのモンゴルの対金朝外交を通観してきた。モンゴル側は金朝を相手として単に軍事力の行使のみをこととしていたのではない。軍事的に優位に立ちながらも、使節を派遣して外交的働きかけにより和平=臣属をもとめていた。とりわけしきりに使節を派遣した時期が二つある。一つの時期は、中都攻略の態勢ができたと見られる一二二三年から、金朝の南遷後に戦いを再開して中都を占領した一二五年にかけてである。その三年の間にモンゴル側からの使節の派遣は十回近く行われている。もう一つの時期は、モンゴル軍が金朝の開封を包囲した一二三二年であり、このときの外交的働きかけは使節が金朝側により殺害されたことで打ち切られた。一つの時期あるいはその他の時期でも、モンゴル側は自らの欲する条件を相手方に受け入れさ

せて臣属させようとしており、相手方の存在を完全に抹殺しようとはしていなかつたのである。

モンゴル側が金朝に対し和平の条件として要求したものは、当初一二一三、一四年の段階で公主とその従者、馬と財貨であり、すべて草原に持ち去ることのできる種類のものであった。一二一五年には、漢地への関心を深め、未服属の都城を差し出させようとし、それとともに中国的君主の称号に関心を払い、帝号の放棄という抽象的なことを要求した。その後使節の派遣を行うときには歳幣として財貨を要求していたと見られるが、一二三二年には要求の内容は多様化した。従来から提起されていた帝号の放棄、質子の提供のほか、孔元措など特定の人物の引渡しまでが加えられている。特定の人物の引渡しは、具体的な背景については、今後究明すべき課題であるが、当時の漢地事情をふまえたもので、モンゴルの漢地へのかかわりが深まつたことを表している。以上の諸要求のなかでも一二一五年以後にあつては帝号の放棄こそがモンゴル側としてはみずからの優位の証しとして重要視していたであろう。一方、金朝側として容易に応ずることができない問題であった。双方とも和平を志向しながら、一二三二年のように金朝側がたとえ質子を提供しても、この問題が大きな障害となつて和平の実現に至らなかつたと考えられる。

付記 本文・註における引用文に付した頁は、『金史』・『元史』の場合は中華書局本、『大金國志』は国学文庫本、『続編兩朝綱目備要』は中華書局本のものである。

(1) 同じ一文が『建炎以来朝野雜記』乙集卷十九、女直南徙の条に見えるほか、内容的にこれに対応する一節が『元史』卷一、太祖、五年の条(一五頁)に「初、帝貢歲幣于金、金主使衛王允濟受貢於淨州。帝見允濟不為禮。允濟歸、欲請兵攻之。会金主環殂、允濟嗣位。」と見える。

このころのチンギス・カンが金朝に使節を派遣したことをものがたる記録として次のような事例がある。すなわち『元史』卷一百一十、札八兒火者伝(二九六〇頁)に「汪罕既滅、西域諸部次第亦平。乃遣札八兒使金、金不為禮而帰。金人恃居庸之塞、冶鐵錫閥門、布鐵蒺藜百余里、守以精銳。札八兒既還報。太祖遂進師。距闕百里不能前。召札八兒問計。對曰「從此而北黑樹林中有間道。騎行可一人。臣向

嘗過之。若勒兵衛枚以出、終夕可至」とある。この記述では札ハ兒はチンギス・カンが金朝領に軍を進める前に派遣されたことになる。

「大安初」すなわち一二〇九年ころ、金朝から使節として馬慶祥なる人物がモンゴル側へ派遣されている（『金史』卷一百二十四、馬慶祥伝、二六九五頁）から、その意味でチンギス・カン側からの遣使もありえないことではない。ただ札ハ兒の派遣は別系統の中国史料によつては裏付けることができない。本文で後述するように、一二一四年に「札ハ」이라는使節が金朝に派遣されており、上記の遣使はそのときのことと踏まえていると見られなくもない。後考に待ちたい。

楊志玖氏はジュジャーニーおよびミールフォンドも、チンギス・カンによるJa'far、あるいはJa'far Khojaなる人物の対金朝派遣を伝え、「札ハ兒火者伝」の内容を裏付けているとし（「元史札ハ兒火者伝訳文証補」「大陸雑誌」八一—一）、「札ハ兒火者伝」の記述内容について肯定的にとらえている。それに対しても牧野氏は、同伝について「他の列伝とは肌合いを異にし、異様の虚構性に満ち、元史列伝中に異分子が混入したかの如き印象を与えていた」（「チンギス汗の金国侵攻 その四」『愛媛大学法文学論集』一三号、一九九〇年、二九頁）として否定的である。札ハ兒火者の事績について同伝の報ずるところが史実であると否とを問わず、今後さらに検討すべき興味深い問題である。

(2) 『金史』卷十三、衛紹王、大安三年の条（一九三頁）に「四月、我大元太祖法天啓運聖武皇帝來征。遣西北路招討使粘合合打乞和。」とある。

(3) 「乙里只」はのちに引用するように、「乙里只札ハ」「乙里只」としても見える。「乙里只」はもともとモンゴル語で使節を意味するelciの対音である。楊志玖氏の所説のように、当初、使節が「乙里只」と称したとき、それを金人が語義を知らないまま名前とうけとり、のちに「札ハ」という名前を知り、その後は「乙里只札ハ」という場合もあり、単に「乙里只」という場合もあった、と理解するのが自然であろう（楊志玖「新元史・阿刺淺伝」証誤」、『元史三論』一九八五年、人民出版社、一六六一六七頁）。

(4) 『通鑑統編』卷二十、「嘉定」六年（金至寧元年）八月の条に「蒙古使乙里只如金。」とあり、その割注で「議和、且請昏也」と解説している。これに従うと、モンゴル側は当初から公主を要求していたことになる。

(5) 萩原淳平「木華黎王国の成立過程について」（『内田吟風博士頌寿記念東洋史論集』同朋舎、一九七八年、三七七頁）。同氏によると、このような仲介者についてモンゴル側も金朝側も便利な存在として容認しており、その仲介者は前者には軍事行動を思い止どまらせ、後者からは賠償を出させて妥協させたという。なお、前註(3)に記したように、「乙里只札ハ」は一人の人物と見たが、萩原氏は一人と見、札ハはチンギス・カンとの結び付きが強く、乙里只は自由な立場で活躍していた仲介者であると理解されている。

(6) 杉山正明『大モンゴルの世界』(角川書店、一九九二年)、九五—九九頁参照。

(7) 『大金国志』卷二十四、貞祐二年の条(下冊、四二頁)に「三月、復圍燕京。京師乏糧、軍民餓死者、十四五。」とある。

(8) 彰徳・益都・懷州が陥落したことは『金史』卷十四、宣宗、至寧二年正月の条(三〇二頁)に見え、同月乙酉の条に「大元兵徇益都府。命有司復議本朝徳運」とある。

(9) 『通鑑統編』をみると、同書卷二十、「嘉定」七年(金貞祐二年)二月の条に「金使完顏承暉乞和于蒙古。……蒙古使乙里只扎八如金。」とあり、同年三月の条に「蒙古使乙里只扎八如金、逆女。金以東海郡侯女歸之。」とある。金朝の和平申入れが三月ではなく二月であり、またそのあとに乙里只扎八が二月と三月に各一回来たことになっている。

(10) 何俊哲・張達昌・于國石『金朝史』(中国社会科学出版、一九九一年)、四〇二頁。ただし、『通鑑統編』によると、前註(9)の引用では省略した割注に「・・・金主然之、乃遣承暉往乞和、且許以公主歸之、金銀繒帛各万兩匹。太祖皇帝許之。」とあり、承暉の派遣で問題はすべて解決したように記している。そして折返し二月にモンゴル側から派遣された乙里只扎八の任務は、割注によると「納幣」とする。実際問題としてモンゴル側がそのような儀礼を行なうかどうか疑わしい。なお、前註の引用に見られるように三月に金側に出向いた乙里只扎八は「公主」の出迎えを任務としていたとする。

(11) 金朝に対してもンゴル側が要求したものについては『大金国志』卷二十四、貞祐二年三月の条(下冊、四二頁)には「主遣使議和、索公主及護駕將十人、細軍百人、從公主童男女各五百、綵繡衣三千、御馬三千匹、金銀珠玉等物甚衆。又請左丞相完顏福興以為質。主皆從之。」とある。

(12) 『元史』卷一、太祖九年の条(一七頁)に「[六月]詔三摠合・石抹明安与硃答等圍中都。」とあり、『大金国志』卷二十四、貞祐二年の条末尾(下冊、五三頁)に「八月、復引兵圍燕京、分兵下中原州郡。」とある。太祖九年=貞祐二年は一二一四年に対応する。

(13) 次の一節は、後年の記録であり、当時の金朝領におけるモンゴルの軍事行動に関する記述としてよく知られているが、念のため以下に引用する。『元史』卷八、世祖、至元十二年(一六六頁)に「[五月庚辰]詔諭參知政事高達曰「昔我國家出征、所獲城邑、即委而去之、未嘗置兵戍守、以此連年征伐不息。……」とある。

(14) 池内功「モンゴルの金国経略と漢人世侯(一)～(四)」(『四国学院大学創立三十周年記念論文集』一九八〇年、『四国学院大学論集』四六号、一九八〇年、四八号、四九号、一九八〇年、ハ一年)。

(15) 『大金国志』卷二十四、貞祐二年の条(下冊、四二頁)に「[三月]又令主向其国遙拜。主不敢拒。」とある。

- (16) この話は、『統編両朝綱目備要』卷十四、嘉定八年（一二一五年）秋の条、『通鑑統編』卷二十、嘉定八年（一二一五年）十月の条、および『大金國志』卷二十五、貞祐二年（一二一六年）も条にも引用されている。なお、本文に引用した『建炎以来朝野雜記』の前段は、次の通りである。「金主珣南遷之後、累遣使求和、雖未聽從、而賂遺不輟。忒沒貞憲其意、欲許之。而撤沒喝恥於無功、堅持不可。忒沒貞謂曰「譬如圍場中獐鹿。吾已取之矣。獨余一兔、汝累年不能取。盍遂舍之。」撤沒喝不從。」
- (17) 『金史』卷十六、宣宗、興定四年（一二一九年）の条（二五三頁）に「[七月癸丑]以烏古論仲端等使大元。」とあり、同書卷一百一十四、烏古論仲端伝（一七〇一頁）「宣宗時、累官禮部侍郎。与翰林待制安延珍奉使、乞和于大元、謁見太師國王木華黎。於是、安延珍留止、仲端独往。並大夏、涉流沙、踰葱嶺、至西域、進見太祖皇帝、致其使事乃還。」とあり、同書卷十六、宣宗、興定五年（一二二〇年）の条（二五九頁）に「[十一月丁巳]礼部侍郎烏古論仲端、翰林待制安延珍使北還、各遷一階。」とある。
- (18) 『大金國志』卷二十六、正大元年の条（下冊、六六頁）に「是年、天使來請和。・・・」とあり、同じく正大一年の条に「正月、天使復來講和、且索金銀繪帛歲賂。・・・」とある。
- (19) 『金史』卷十七、哀宗、正大四年（一二二四年）の条（二七八頁）に「夏五月丁丑、議乞和于大元。」「六月戊申朔、遣前御史大夫完顏合周為議和使。」とある。
- (20) 『金史』卷一百一十四、烏古論仲端伝（一七〇一頁）に「正大五年十一月、知開封府事完顏麻斤出、吏部郎中楊居一、以奉使不職、尚書省具獄。有旨訖之備再使。仲端詣曰「麻斤出等、辱君命、失臣節、大不敬、宜償礼幣誅之。」奏上。麻斤出等、免死除名。」とあり、同卷十六、哀宗、正大五年（一二二五年）の条（二八一頁）に「[十一月庚子]完顏麻斤出、以奉使不職、免死除名。」とある。
- (21) 『金史』卷一百十五、完顏奴申伝（二五一頁）に、「[正大五年]九月、改侍講學士、以御史大夫、奉使大元、至龍駒河、朝見太宗皇帝。十二月、還。明年六月、遷吏部尚書、復往。八年春、還。」とあり、同卷十六、哀宗、正大五年（一二二五年）の条に「[十一月壬子]完顏奴申、改侍講學士、充國信使。」とある。
- (22) 引用文に見える阿虎帶という金朝の官人は、のち一二二九年三月に講和使に任命された諫議大夫裴滿阿虎帶のことであるが、この人物が一二二九年にモンゴルへ使いしたとする記録はない。一二二九年における弔問の使節は阿虎帶ではなく、おそらく、本文で言及したように、ちゃんとそのいのヤンガルへ赴いていた完顏奴申であら（Waltraut Abramowski, "Die chinesischen Annalen von Ögö-dei und Güyük—Übersetzung des 2. Kapitels des Yuan-shi," *Zentralasiatische Studien* 10, 1976, p.138, n.13.）。
- なお、那珂通世によれば、この弔問の使節は、講和使であった完顏奴申ではなく、その前に弔問使として派遣された完顏麻斤出のいと

であるうという（『成吉思汗実録』筑摩書房、一九四三年刊、五一三頁）。

(23) 『元史』卷二、太宗、四年の条（三二頁）に「春正月戊子、帝由白坡渡河。・・・甲午、次鄭州。・・・三月、命速不台等圍南京。」

とあり、『金史』卷一百十五、完顔奴申伝（二五二三頁）には、「天興元年春、大兵駐鄭州海灘寺、遣使招哀宗降。」とあり、『通鑑統編』卷二十一、「紹定」五年（金天興元年）正月の条の割注に「甲午、太宗皇帝入鄭州、次于海灘寺、遣速不台攻汴城。」とある。

(24) 引渡しを要求された趙秉文については、モンゴル側に送られたとする記録はなく、正大九年（天興元年）一二三一年の五月壬辰に没している（『金史』卷一百十、趙秉文伝、二四二八頁）。もう一人の孔元措がモンゴル側に帰したことについては、年次は明らかでないが、

『金史』卷一百五、孔元措伝（二三二二頁）に「元措、歷事宣宗・哀宗、後歸大元終焉。」とあり、『元史』卷一百四十六、耶律楚材伝（三四五九頁）に「楚材又請遣人入城、求孔子後、得五十一代孫元措、奏襲封衍聖公、付以林廟地。」と見えている。また移刺蒲阿については『金史』卷十七、哀宗、天興元年正月丁酉の条（三八五頁）に「枢密副使蒲阿就執、尋亦死。」とあり、同卷一百十二、移刺蒲阿伝（一四七四頁）に「蒲阿走京師、未至、追及擒之。七月械至官山、召問降否、往復數百言、但曰『我金國大臣、惟當金國境內死耳。』遂見殺。」とある。引渡しを要求した人物のなかに移刺蒲阿の妻子が含まれていたのは、右の一節にうかがえる移刺蒲阿のモンゴル側に対する強硬な態度がかわっていたのであろうか。

(25) 質子に付き添つていった李蹊は、同年の六月末にモンゴルから帰還している（『金史』卷十七、哀宗、天興元年六月乙亥の条、三八八頁）。

曹王訛可について『元史』卷二、太宗、四年の条（三一頁）に「三月、命速不台等圍南京、金主、遣其弟曹王訛可入質。」とあり、中華書局本の校勘記（四〇頁）では訛可是荊王守純の子で哀宗守緒の姪であるから、本文で「其弟」と称しているのは誤りであるとする。

史実ではその通りであるが、単なる誤りではなく、金朝のモンゴル側に対する当時の触れ込みでは「弟」としていたことも考えられる。

この質子提供にいたるまでの交渉経過については必ずしも判然としない。『帰潛志』卷十一、錄大梁事の条には「御史大夫裴滿阿虎帶・吏部侍郎劉仲周等、詣北兵告和。一云、詣北兵請和。不從。三月、北兵迫南京。上下震恐。朝議封皇兄荊王守純子肅國公某為曹王、命尚書右丞李蹊等、奉以為質子于軍前。」と記されている。本文で紹介したように、三月甲午に鄭州から使節が到着したが、右の一節による

と、三月以前に金朝側から裴滿阿虎帶らが使節として派遣されていたことになる。

また註(23)に引用した完顔奴申伝はさらに「・・・遣使招哀宗降。復以奴申往乞和、不許。攻汴益急。汴受圍數月、倉庫匱乏、召武仙等入援不至。哀宗懼、以曹王訛可出質、請罷攻。」と続く。この伝では、モンゴル側から服属呼びかけの使節が来てから、金朝は、以前

にも使節をつとめたことのある完顔奴申をふたたび派遣して和平を申し入れたが、モンゴル側の受け入れるところとはならず、モンゴル軍の攻撃にさらされたため、やむを得ず、質子を届けることにしたという。完顔奴申が再度派遣されたのは、鄭州から使節が来た三月甲午から質子提供が決まった庚子までの六日の間であったのか、それとも三月甲午以前にもモンゴル側から使節が来ていてそれうけて完顔奴申が派遣されたのか、そのいづれかということにある。

『帰潛志』の録大梁事の条も『金史』の完顔奴申伝も、金朝側が一度は和平を申し入れたが、その後もモンゴル軍の攻撃にさらされ、その恐怖から哀宗が質子提供に踏み切ったとする点では共通している。

(26) 本文に引用した『大金國志』卷二十六、義宗、天興元年の条は、「防城提轄張玉、餌飛虎軍三百人為變」と続く。この事件はおそらく『金史』卷十七、哀宗、天興元年六月の条(三八七頁)に「癸丑、飛虎軍二百人奪封丘門出奔。」とある事件を指すと見られる。とすると、唐慶が最後に使節としてきたのは同年七月であるが、引用箇所に見える使節は、それより以前の使節ということになる。

(27) 『通鑑統編』卷二十一、「紹定」五年の割注の三月癸巳の条に「蒙古立攻具、沿濠列木柵、以薪草填濠。頃刻平十余步。平章白撒、以議和之故、不敢與戰、但於城上坐視而已。」とある。

(28) 『金史』卷十七、哀宗、天興元年四月の条(三八六頁)に「丁巳、遣戶部侍郎楊居仁、奉金帛詣大元兵乞和。戊午、又以珍異往謝許和。」とある。質子を送つてからおおよそ半月後、改めて開封を包囲する現地モンゴル軍の陣営に使節を派遣して和平を申し入れている。今回の和平申し入れははやくも翌日に金朝側が謝意を表しているから、一応受け入れられ、現地停戦は実現することになった。このことは『金史』卷一百十三、赤蓋合喜伝(二四九七頁)に「明日、遣戶部侍郎楊居仁、出宣秋門、以酒炙犒師。於是、營幕稍稍外遷、遂兵退。壬戌、合喜以大兵退、議入賀、諸相皆不欲。・・・」と記されていることからも裏付けられる。その数日後に「正大」から「天興」へと改元が行われる(『金史』卷十七、哀宗、天興元年四月甲子の条)。

(29) 使節唐慶の哀宗に対する要求とその遭難については、『帰潛志』卷十一、録大梁事の条に「秋七月、北兵遣唐慶等來使。且曰『欲和好成、金主當自來好議之』。末帝託疾臥御榻上、見慶等掉臂上殿、不為禮。致來旨畢、仍有不遜言。近侍皆切齒。既歸館餉勞。是夕飛虎軍數輩、憤慶等無禮。且以為和好終不能成、不若殺之快衆心。夜中持兵入館、大譟殺慶等。・・・」とある。

(30) 『二十二史劄記』卷二十九、金元二史不符處の条。